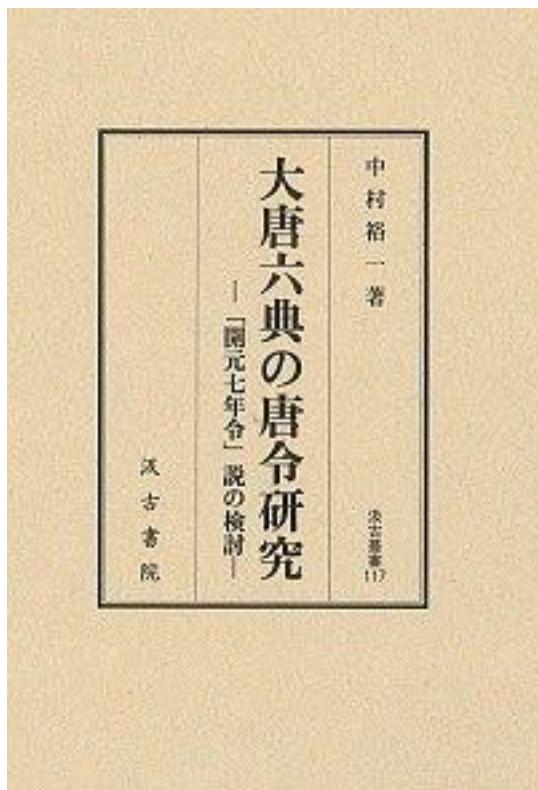


# 大唐六典の唐令研究



[大唐六典の唐令研究 下载链接1](#)

著者:[日] 中村裕一

出版者:汲古書院

出版时间:2014-6-10

装帧:精装

isbn:9784762960161

從来、『大唐六典』所載の唐令は「開元七年令」とされてきた。それは『唐令拾遺』が「開元七年令」と断定したことによる。「開元七年令」説が提出されたのは一九三〇年代のことであり、爾来、この説に異議異論を唱えた者はない。私もこの通説を信じた一人で、二〇一一年六月に『中国古代の年中行事』（汲古書院）全四冊を校了にするまで、『大唐六典』唐令＝「開元七年令」説には重大な誤りがあるとは思い及ばなかった。『中国古代の年中行事』を書くにあたっては、年中行事と関連が深い「祠令」にも関心をもちい、『大唐六典』卷四尚書礼部・祠部郎中員外郎職の条に記載さ

れる唐代の「祠令」と、その関係史料に注意をはらった。祠部郎中員外郎職の条には「齊太公」に関する「祠令」がある。「齊太公」の祭祀は開元一九年（七三一）から開始されたと、『旧唐書』をはじめとする唐代史書は明記する。果たしてそうであれば、「齊太公」に関する「祠令」は、開元七年「祠令」には存在しないことになる。

『大唐六典』の細字の註記に記載される開元二〇年代の改訂官品（増品官品と降品官品）が、『大唐六典』本文の官品と『通典』卷四〇職官典の開元二五年官品と、極めてよく一致する事実を見いたした。

開元二〇年代に改訂された官品であるから、この改訂された官品は開元七年官品ではなく、この官品は、開元二五年官品であろうと考えるに至った。さらに改訂官品だけが開元二五年官品ではなく、『大唐六典』の本文に記載される官品すべては、開元二五年官品と考えるに至った。官品だけ開元二五年「官品令」に依り、『大唐六典』の他の「令」は「開元七年令」であるはずがない。官品に加えて定員を検討した。

これも『通典』職官典に記載する開元二五年の定員と一致する。それも開元七年以降の改訂された定員とである。改訂定員は開元七年の定員ではなく、これが『通典』職官典に記載する開元二五年の定員と一致するから、『大唐六典』の本文に記載する定員は、開元二五年「職員令」ということになる。「官品令」と「職員令」だけが「開元二五年令」で、他の「令」が「開元七年令」というのも、実に奇妙である。

『大唐六典』の細字註記に「旧令」という語が四回出てくる。例えば、『大唐六典』卷八門下省・主事に「四人、從八品下」とあり、註記に「旧令」の語がみえる。「普置門下主事、歷宋齊、品第八。梁陳名為門下主事令史。北齊門下主事令史八人、從第二品上。隋初、諸臺省並置主事令史。煬帝三年、直曰主事。旧令、從九品上。開元二十四年勅、加入八品。」門下省の主事は「旧令」では從九品上の官品であったが、開元二十四年の勅書によって一階進められて從八品下となった。開元二十四年以前の「官品令」を「旧令」というのであるから、「旧令」は開元七年「官品令」を指すことになる。これによって『大唐六典』は「開元七年令」を述べた書ではないことは明らかで、『大唐六典』の唐令は「開元二五年令」なのである。「開元七年令」説は大いに誤解から派生した虚構の産物であり、到底成立しない説である。

作者紹介:

目录:序節『大唐六典』唐令の「開元七年令」説

一『大唐六典』の撰進時期

[撰進に関する従来の説／『大唐六典』の註記／仙州の廃止／明州の設置／左右龍武軍]

二『大唐六典』唐令の「開元七年令」説

[浅井虎夫氏の見解／中田薰氏の見解／仁井田陞氏の見解／内藤乾吉氏の見解／『唐令拾遺補』の見解／「開元七年令」説への疑問]

三『大唐六典』唐令の「開元二五年令」の可能性

[貢挙制度／鴻臚寺の記載／宗正寺の記載／尚書司封／「齊太公」に関する「祠令」／寒食休暇]

四日／千秋節休暇／少府監丞の定員と官品／中書主事の定員と官品)

第一節『大唐六典』の開元一〇年以降の記事

一本節の意図

二

献祖と懿祖〔廟号／献祖と廟号／懿祖の創始／献祖・懿祖の間違い記事／献祖と懿祖に対する舞〕

三太原府〔太原府の成立／太原府判司となる要件〕

四 州府の医学博士（医博士）  
〔州医博士の設置／『大唐六典』の州医博士／『天聖令』所載の唐「医疾令」の州医博士／『天聖令』所載の唐令は「開元二五年令」〕

五 太史局〔『通典』の太史局／『大唐六典』の太史局〕

六 州名の変更とその年代  
〔開元一三年の州名変更／開元一三年の邠州／開元一三年の莫州／開元一三年の褒州／開元一三年の巫州／開元一三年の鶴州／『旧唐書』の「改泉為福」／開元一三年以降の閩州／開元一八年の薊州の開設／開元一八年の雲州の設置／洮州の開設時期／汀州の開設／開元二六年の仙州の廃止〕

七 州県の等級〔州の等級／県の種類／京県／三輔と四輔／六雄州と一〇望州／辺州／要州〕

八 五大都督府〔五大都督府／并州大都督府／幽州大都督府／潞州大都督府〕

九 八節度使  
一〇 軍の成立年代  
〔大同軍／雲州守捉／静塞軍／横海軍／高陽軍／唐興軍／恒陽軍／北平軍／大斗軍／安人軍／振武軍／昆明軍〕

一一 国忌日の散斎実施州

一二 「九廟之子孫」

一三 陵廟の奉仕戸

一四 尚書司封〔尚書司封／宗正卿職条の「司封」〕

一五 中書門下の詳覆〔死罪の中書門下詳覆／進士合格者の中書門下詳覆〕

第二節 官府と官員の削減  
一本節の意図

二 官府の削減〔殿中省の場合／鴻臚寺の場合〕

三 開元二三年の殿中省官員の削減〔尚乘奉御／尚乘局直長／尚乘局奉乘／尚乘局司庫／尚輦局掌輦〕四

開元二三年の太常寺官員の削減〔太祝／奉礼郎／太樂令／太樂丞／鼓吹令／鼓吹丞／廩犧丞〕五

開元二三年の官員削減〔光祿寺太官署監膳／少府監丞／少府監主簿／弘文館校書郎〕六

開元二六年の秘書省官員の削減〔著作佐郎／著作局校書郎／著作局正字／秘書省校書郎〕

七 崇文館讐校の官名変更

八 開元二五年の定員

第三節 官員の増員と増品  
一本節の意図

二 少府監官員の官品変更〔中尚署令／左尚署令／右尚署令〕

三 太公廟署「令丞」の官品〔太公廟署「令丞」の官品／太公廟署「令丞」の増品〕

四 武庫署「令丞」の増品

五 開元二四年の主事の増品  
〔吏部主事の増品／兵部主事の増品／門下主事の増品／中書主事の増品／尚書都省主事・考功主事・礼部主事の増品〕

六 開元二五年九月の官品  
〔秘書省の官品／尚書吏部の官品／尚書兵部の官品／門下省の官品／中書省の官品〕

第四節 太常寺太廟署と宗正寺

一 太廟署〔太廟署の廃止／太廟の斎郎・斎郎の宗正寺移管〕

二 宗正寺の所管官府と官員〔宗正寺崇玄署／宗正寺諸陵廟署／宗正寺丞／宗正寺主簿〕  
第五節「齊太公」の釀奠に関する「祠令」

一 「齊太公」

〔「齊太公」／両京齊太公廟署／『大唐開元礼』の「齊太公」／太公廟の音楽／「齊太公」の釀  
奠に関する「祠令」の年代〕

二 「祭祀の供物」記事の年代

〔「祭祀の供物」規定／『大唐六典』所載の「祭祀の供物」／「祭祀の供物」記事の  
年代／「監」〕

察御史職」記事の年代〕

第六節『大唐六典』唐令の年代

一 「旧令」について

〔門下省条の「旧令」／中書省条の「旧令」／国子監条の「旧令」（1）・（2）〕

二 吏部郎中職条の「假寧令」

〔吏部郎中職条の「假寧令」／敦煌文献の「假寧令」／『太平御覽』の「假寧令」／  
天聖「假寧」〕

令」／千秋節創設の年代／寒食清明休暇「四日」の年代〕

三 考功郎中員外郎職条の「考課令」

四

礼部尚書侍郎職条の「考課令」〔明經試に関する「考課令」／進士試に関する「考課  
令」〕

五 礼部郎中員外郎職条の「儀制令」

〔門戟に関する「儀制令」／北都留守の起居に関する「儀制令」／山陵巡拝に関する  
「儀制令」〕

六 祠部郎中員外郎職条の「祠令」

〔祭祀の大小に関する「祠令」／汾陰の后土を祭る「祠令」／「孔宣父」釀奠に関する  
「祠令」／青城県丈人山の祭祀に関する「祠令」／先代帝王に関する「祠令」・七  
太子廟に関する「祠令」〕

家廟數に関する「祠令」／初獻・亞獻・終獻に関する「祠令」／本項のまとめ〕

七 兵部郎中職条の「軍防令」

〔大将出征に関する「軍防令」／『唐令拾遺補』の大将出征に関する「軍防令」〕

第七節『大唐六典』唐令と『天聖令』所載の唐令

一本節の意図

二 『大唐六典』の「田令」と『天聖令』の唐「田令」

〔在京諸司公廨田／在外諸司公廨田／京官文武職事官職分田／在外諸司職分田／官人  
永業田／

『大唐六典』「田令」の年代〕

三 『大唐六典』の賜物に関する「倉庫令」と『天聖令』の唐「倉庫令」

〔「賜物十段」に関する「倉庫令」／「雜綵十段」に関する「倉庫令」／「錦綵十段」  
に関する〕

「倉庫令」／時服支給に関する「倉庫令」／『大唐六典』「倉庫令」の年代〕

第八節『大唐六典』の記事と唐令

一 司封郎中員外郎職条の「封爵令」

〔名山と大川の爵名／親王・嗣王・郡王・郡公・国公／無嫡子の爵の継承順位／司封  
郎中員外郎職と唐令〕

二 礼部尚書・侍郎職条所載の唐令

〔正経に九あり（「学令」）／明經の貢試（「考課令」）／進士科の貢試（「考課令」）  
／明法の貢

試（「考課令」）／明書の貢試（「考課令」）／明算の貢試（「考課令」）〕

三 鴻臚卿職条所載の「葬送令」〔皇帝・皇太子の発哀／大臣を詔葬する〕

四 鴻臚寺司儀署所載の「葬送令」

[皇帝・皇太后・皇后・皇太子の挙哀／皇帝・皇太子の喪服／少牢／理を以て職を去る者が薨卒  
した場合の服／重（假りのたまよせ）／銘旌／轎車／引・披・鐸・翫／方相と魖頭／  
纛（旗矛）／五品已上の深衣等々／石棺と石室の禁止／官墓夫を給す／理を以て職を去る者の葬儀／百官  
葬儀の官供申告次第]

五「三府督護州県官吏」所載の唐令  
〔都督・刺史の職務に関する「戸令」／孝子・順孫らに関する「賦役令」／貢挙人に  
関する「選  
挙令」／州の等級による歳貢人数に関する「選挙令」／州県の「孔宣父」釀奠に関する  
「祠令」／州県の春秋二社の祭祀に関する「祠令」／薬草収採に関する「医疾令」／官民が利  
を争うこと  
を禁止する「雜令」／「駅」字印に関する「廐牧令」／山川藪沢の利に関する「雜  
令」／異  
宝・異木に関する「雜令」／郷飲酒に関する「儀制令」〕

第九節『大唐六典』唐令の「開元七年令」説批判  
一「大都護府副都護の官品」に対する批判  
〔大都護府副都護／「開元二五年令」の副大都護／大都護府副都護の官品／黃門侍郎  
と中書侍郎  
の官品／大理正等々の官品／太常丞の官品／京県令（赤県令）／大都護府副都護＝從  
三品の解  
釈／四種類の「官品表」／天宝以降の副大都護／本項のまとめ〕

二「沙苑監」に対する批判  
〔沙苑監／沙苑監の廢止記事／沙苑監廢止の註記／沙苑監廢止・開元二三年説／敦煌  
文献・伯二  
五〇四と沙苑監／『旧唐書』の「官品一覧」と沙苑監／開元二五年の制度を述べる『  
大唐六典』  
／沙苑監の存続を伝える史料／「沙苑監直官」の記事／杜甫の「沙苑行」／本項のま  
とめ〕

三「舟檝署」に対する批判  
〔『大唐六典』に記載する舟檝署／開元二五年の制度を述べる『大唐六典』／諸文献  
の舟檝署／  
將作監の記事／『新唐書』百官志の舟檝署／点校本『唐六典』の舟檝署／舟檝署の開  
元二六年  
廢止説／『旧唐書』「官品一覧」の舟檝署／『通典』「官品一覧」の舟檝署令／本項  
のまとめ〕

四「唐令の篇目」に対する批判〔唐令の篇目／唐令の篇目の解釈〕

五本節のまとめ  
本書のまとめ  
· · · · · (收起)

[大唐六典の唐令研究 下载链接1](#)

标签

大唐六典の唐令研究

隋唐史

唐史

中村裕一

法制史

政治制度

历史

制度史

评论

---

[大唐六典の唐令研究 下载链接1](#)

书评

---

[大唐六典の唐令研究 下载链接1](#)